

中川事務所新聞

第 1 1 7 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【大病院の初診料1万円へ】

紹介状を持たずに大病院を受診した場合、初診料が1万円以上になる制度が2016年度を目途に始まるようです。風邪などの軽症で大病院を受診することによる混雑緩和が目的ということで、現場の状況からやむを得ないことですね。今以上にかかりつけ医が必要になってくると思われます。

【高校授業料無償化の年収制限は910万円】

来年度から授業料無償化の特



典を受けられない家庭が出てきます。高校生を持つ世帯では、収入が多くても出費も多い(=景気に貢献している)ので、年収制限を設けるのはいかがなものかと思えます。高所得・高資産家の高齢者から適正な医療費を徴収するほうが先だと思のですが、いかがでしょう？

【厚生年金保険料の値上げ】

9月分(10月納付)の厚生年金保険料が16.766% 17.120%(それぞれ労使折半)へ引き上げられます。9月または10月の給与計算では注意が必要です。

ちなみに、健康保険料率は現在10%なので、合わせて給与の27.120%が社会保険料です。

折半すると給与からの天引きは13.56%(例:給与30万円につき4万円強)です。30万円に対応する源泉所得税は8千円強なので、社会保険料負担がいかに大きいかわかります。

【9月の事務予定】

- ・9月決算法人期末実地棚卸
- ・6月決算建設業決算変更届
- ・7月決算法人確定申告&納税
- ・1月決算法人中間申告&納税
- ・運動会
- ・彼岸



知ってお得! ? 法律雑学

Q.(元)従業員から未払い残業代を請求されました。どのように対応すればいいのでしょうか？

A. 残業代は1日8時間、1週40時間を超える部分に適用されます。これは法律で決まっているので、会社の都合は関係ありません。割増率は原則25%です。

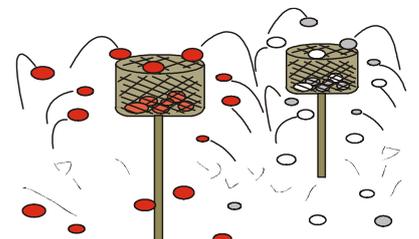
この請求を受けた場合、管理監督者や定額残業代制に該

当する人以外は、労働者側が主張している時間が本当に労働時間に該当するか確認します。なお、裁判ではタイムカードに記録されている時間はすべて労働時間だと推定されます。

確認した労働時間に含まれる時間外労働を所定の割増率で計算します。このとき、休日や深夜の割増も必要になります。計算の結果が実際に支払った賃金を超えていれば、

会社側は不足分を支払う義務があります。なお、残業代の時効は2年なので、未払いは2年前まで遡ることになります。

このトラブルを未然に防ぐ対策を来月号で考えてみましょう。



経営談義

【消費税増税に備える】

来年4月の消費税増税に向けて首相の最終決断が迫っています。はっきりしていることは、仮に来年4月に上がらなくてもいつか必ず消費税は上がり、中小企業の資金繰りに多大な影響があるということです。

消費税の仕組みをおさらいすると、1万円のモノを売った時に500円の消費税を預かり、この仕入れが8千円だったら400円の消費税を預け、差額の100円を預かった事業者が納めるという仕組みです。一時的に預かっただけなので、



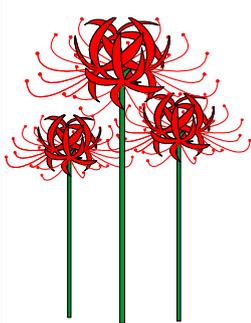
この100円は必ず納めなければなりません。

ここで納める100円を少なくしようと思えば、売上の1万円を下げるか、仕入の8千円を上げるかしかありません。そうすると、利益は確実に減ります。つまり、納める消費税が少ないということは利益も少ないということであり、これを小さくしたいということは、「儲けたくない」ということと同じになります。

消費税をいかに少なくするかということは、考えること自体に色々な矛盾を含むことになり無駄なことです。それよりもいかにスムーズに納めるかということを考えて方が、健全な経営に役立ちます。

消費税は年に2回（または1

回）納めるのが基本で、その日に現金を用意しておかなければなりません。その対策で最も基本的で効果があるのが「積立」です。納税日に必要な金額を見積もってそれより少し多く貯まるように強制的に積み立てると、満期には自社のお金でありながらまるで助成金でももらったかのような感覚になります。何よりも通常の資金繰りにマイナスの影響を与えないので、精神衛生上も効果抜群でしょう。今すぐ始めることをお勧めします。



猛暑の夏もようやく終わりました。バイクで移動していると温度計が45前後になることも頻繁にあり、屋外労働者のように日焼けしました。その割に夏バテすることもなく元気にやり過ごせたのはよかったです。

事務所の模様替えをしました。開業当初はお金がなかったので買い揃えることもできず、人から貰った机などで不揃いだったのが統一されました。現役引退となった机を眺めていると、一度に一式買えるようになったことにホッとするとともに、改めて皆様に感謝申し上げます。

ありがとう

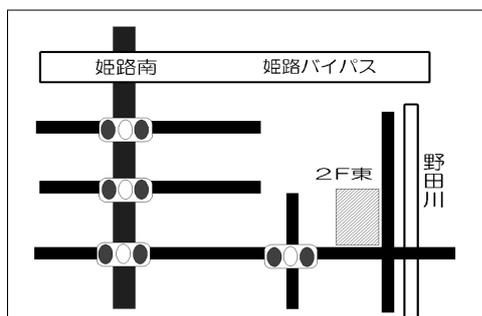
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp